

# 明治時代における真言宗智山派

—『密厳教報』に掲載される真言宗分離合同について—

奥野真明

はじめに

平成十二年（西暦二〇〇〇年）に真言宗智山派は公称百年を迎えた。明治三三年（西暦一九〇〇年）八月九日に、内務省によつて新義真言宗智山派が認可成立し、百年という歳月を経ている。その間に宗教団体法（昭和十四年）、宗教法人令（昭和二十年）、宗教法人法（昭和二六年）などが施行され、宗教関係法規が整備されてきた。現在の本宗派は昭和二七年八月に成立した宗教法人「真言宗智山派」という包括宗教法人である。

『現代密教』十三号に『智嶺新報』を用いて明治の真言宗智山派の社会事業について詳細に考察している大塚秀高氏の先行する論文があるが、この時代に関する論文や資料は少ない。<sup>(1)</sup>ここでは主として『智嶺新報』以前の新義派の『密厳教報』を用いながら、明治時代の真言宗の様子を紹介する。その中で真言宗の分派独立がどのように経緯で実施されたのか明らかにしてみる。

## 一、『密嚴教報』について

『密嚴教報』は現在の真言宗智山派が発行している『宗報』のようなものである。しかし、創刊（明治二年七月十二日）当時の新義派（智積院および長谷寺）が直接編集し出版する形態ではなく、護国寺内（東京小石川区大塚坂下町）に事務所を構える振教會が刊行する形をとっている。ただその規則によると振教會の会長は根嶺座主（智積院化主、長谷寺化主の輪番）、幹事長を本派事務所長となつていて、そして「會長の命により（幹事長が）細大の會務を整理す」〔『密嚴教報』（以下、引用部分にのみ密嚴と省略する）〕「一号広告一頁」ことになっている。しかし、『密嚴教報』を読んでみるとかなり自由に言論している。他宗である淨土宗僧侶による投稿（『密嚴』百八十号六頁）やペンネームを用いて体制を批判するものさえある。二五四号の二四頁では信じられない内容の批判文（ペンネームでもつて名指しで批判する記事）が掲載されている。

『密嚴教報』の内容は新義派の議事録（録事）、論文、雑報（地方寺院での行事、社会情勢、事柄に対する意見等）、俳句、廣告等で構成されている。全体で一刊あたり三十頁から四十頁程の雑誌であり、月一回（第八号よりに月二回）刊行されていた。当初、振教會から出版されていたが、明治二十五年四月十二日の六一号より通信省令第四號第三種郵便認可規則を完備するための組織変更がなされ、密嚴教報社より休刊となる明治三三年八月二十五日の二六二号まで出版されている。

『密嚴教報』の目的は規則の中で、

「本會は根嶺紹素の團結を専旨とし加持一門の教學を振起し併せて國益を興すを目的とす」（『密嚴』一号広告一頁）

と規定し、さらに一号の録事欄には、

「巳丑第三二號派内一般」

根嶺座主職之儀智山化主大僧正松平實因殿御勤務之所滿期に付豊山化主權大僧正楞嚴院秀盛殿と御交代相成候條此段相達候事

明治廿二年七月十日新義派事務所」（『密嚴』一号四八頁）

というような大伝法院座主の交代についての掲載がある。また新義派・古義派との関係は多数掲載され、次のように発刊の祝辞として高志大了氏は、

「抑も吾真言宗中に古新兩派あれとも宗意安心門に於ては同一にして毫髮の異あるとなし故に事相の一多は互に並傳して是非せされとも教相の談に於ては本地加持の義門兩派に分れ互に門戸を異にするが如くす・・・各自の相承を貴重し一は學德の惠學を増進し一は兩義をして倍々研究し倍明了にして以て宗義を莊嚴せんと爲る・・・」（『密嚴』一号六頁）

としている。なお高志大了氏は豊山出身で長谷寺化主・根來座主を経て、明治二七年七月に真言宗長者となつてゐる（『密嚴』百十三号二四頁）。このようなことが『密嚴教報』を通じて様々な所で見受けられる。新義派公認という記載は特に見受けられないが、新義派の宗報と受け取つておそらくまちがいがないだろう。

この時代、寶永病魔氏（『密嚴』二十七号二四頁）によると、真言宗系雑誌は『十善寶屈』、『傳燈』、『高野教報』、『密嚴教報』があり、他宗のものとして、真宗に『傳道會雑誌』・『反省會雑誌』・『法話』、日蓮宗に『日宗教報』、淨土宗に『淨土教報』、天台宗に『四明餘霞』がある。その他に『反省雜誌』（現・中央公論）があつたがこれは「主として佛者の手に成るも佛教雑誌を以て目すべからず、純然たる世間雑誌なり」（同所）として

いる。さらに『佛教』は「一宗一派に屬するものに非ず」（同所）として、どこの宗派にも所属していない雑誌と位置付けている。

真言宗系の『十善寶屈』は「手を淨め口を漱いで之を讀む」（『密嚴』二十七号二五頁）ものでかなり有り難い雑誌のようである。他の真言宗系雑誌については、

「『傳燈』、『高野教報』、『密嚴教報』は數年來兄弟姉妹の如く相提携して生育し來りしものなるが、其初め紙幅、体裁、議論、報道、各特色を存せしに、近來三誌相融合し議論は固より紙幅に至るまで、宛かも、似たりや似たり花あやめ、の觀あり」（同所）

というように述べている。そしてその中で『密嚴教報』は真言宗系で第一として決して第三、四の位置でないとしている。

『密嚴教報』を読んでいる中で特に注意しなければならないのは、その文章は誰が書いたかということである。論説・社説・雑報・雑録・録事等の中で特に名前が付されていないものは、その当時の一般的な新義派での考え方であると推測できる。それは編集長が新義派事務長ということだろうから。しかし、論文や雑報の中の記名の文章については実名・ペンネーム等あるが、その個人の意見であり、その時代の新義派での主流な考え方でないかもしれない。二四三号十七頁においては、掲載されるその説について密嚴教報社が保証しない旨の記載がある。特にペニームの場合は何らかを批判している場合が多い。体制批判をする論文であつても掲載する自由な雰囲気が『密嚴教報』にある。

## 二、『密厳教報』に掲載される真言宗分離合同について

はじめに

慶応三年（西暦一八六七年）、十五代将軍徳川慶喜は大政奉還し、明治時代が始まった。維新後、明治新政府は近代的な国家を形成させるため、あらゆる制度を作成した。それらは中央集権国家の実現を目指し、西欧列強諸国に追いつこうとするものである。

まず神道を確立しようとして、政府は明治元年に実質的な廢仏毀（棄）釈とされる「神仏分離令」を発令する。これは江戸時代において幕府によりなされていた仏教政策に対する大転換であり、神道による国家の形成をすめるものである。さらに政府は明治四年に全国の寺社が所有している土地の上知を命ずる「上知（地）令」（法令の条文が見つからなかったので詳しくは分からぬが、明治八年までの間に二度発令されている）を発令し、これらの土地を国有地とした。これにより国有地となつた寺社の地面はポツダム宣言受諾後の昭和二二年になつてから「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」により、境内地のみ一応返還されることになる。

このため江戸時代まで寺請制度や朱印により護られ支えられてきた寺院の経営基盤は傾きだした。宗教（仏教）が明治政府の管理下に置かれ、真言宗においても合併・分離の繰り返しを命ぜられることになる。この中で様々な問題が生じている。明治維新以降、新義の寺院は荒廃していたとの記載（『密厳』三号一頁）もある。維新の際に全国で破却され廃寺になつた寺院が相当あるとされている。さらに智積院については『智積院略史』<sup>（一）</sup>の中で村磯氏は明治維新からではなく、すでに江戸時代後期から衰退していたことを指摘している。

この時代の智積院の様子については『智積院史』第二編の第四章から第九章にかけて詳しく述べて記載があるのでこの論文では述べない。なお、第一・二大成会議、第一・二・三次真言宗宗会という会議の分類は『智積院史』における分類方法である。『密嚴教報』では前者を本末（共同）会議、後者を一宗（真言宗）公会または宗会等としている。これは掲載する人により表現が異なつており、様々な名称が用いられている。

## （二）発刊から第一次真言宗会までの動きについて

明治十八年頃、智積院は別派独立運動を展開する。これは十七年四月に開会され、新古分離・末寺帰一とに分かれ、解散に追い込まれた第二大成会議の結果として起きた運動と思われる。六月八日に「新義派別置管長設置願」（『智積院史』百四一頁）、七月四日に「別派獨立上願書」（『智積院史』百五二頁）を提出するが、最終的に内務省は却下する。その中で十月九日に本宗本末共同会議（第二大成会議延長）が開催される。その結果、教王護国寺を真言宗總本山として、金剛峰寺、智積院、長谷寺、仁和寺、大覺寺、醍醐寺、隨心院、勸修寺、泉涌寺の九ヶ寺を真言宗大本山として長者候補寺とし、宗制画一の下にて智積院・長谷寺は新義派を公称（現在真言宗智山派が公称としているものではない）することになった（『智積院史』百六二頁）。

そのような中で、明治二二年七月十二日に新義派の宗報の形をとつて『密嚴教報』が発刊される。『密嚴教報』には分離・合同についての記事が多数掲載されていることから、その当時の重要な事案の一つであることが分かる。初めて掲載されたのは創刊三年後の六三号（明治二十五年五月十二日）・六十四号（同月二十五日）の論説にある「分合論」からである。その中で、

「合同は進化の母そして分離は退化の惡因なり」（『密嚴』六十三号五頁）

「即ち今の時は因縁を同ふし性格体相風習慣行を同ふするもの相合同して其發達進化を謀るべきの時代なり」

（『密嚴』六十三号六頁）

「今日の有様に於ては兩派（新義・古義）の分離は不得策なり」（『密嚴』六十四号七頁）

「新義学籍の師にして今日未だ一人の分離論を唱へたるものなき」（同所）

とあるように、當時真言宗の分離独立について、新義派においては分離が主たる考え方ではないようである。しかし、

「然れども各々其宗派に於ける教義を泯し相傳を廢し、合株混化せよとは誰か之に同意するものあらんや、世間の廣きかかる僻論家絶無なりとも云難し」（『密嚴』六十三号六頁）

同様のことが七十一号の論説「改正私議（上）」に、

「不分離論者中には絶対的一味化合を望むものあり、即ち派號を泯ぼし、学籍を亡し、教義を融會し、一宗全く画一の制に依らんとを欲する之れなり」（『密嚴』七一号六頁）

とあるように新義派の持つてている教学や相伝をなくして、全くひとつの大真言宗にしてしまう画一制を望む意見がなかつたわけではないとしている。しかしこの時代の『密嚴教報』に決して分離や独立論を主張している文章は出てこない。

また明治二五年九月二五日の七二号には近く開会される宗会に対する意見を募集したところ、数十通が寄せられたという記事がある。激烈な分離論者は少なくない（少しある）が、もつとも多いとされるのが「派號公称宗制画一」の現状維持の意見であり、「化合的合同論」はほとんどなかつたとしている。（『密嚴』七二号十七頁）。

このように宗制画一の下で新義派という派号を公称することになつた本末共同会議以降、真言宗分離独立論が

新義派においてほとんどなかつたようである。それは明治十八年春に智積院が分離独立運動を起こし、内務省に請願したもののが却下され、その後の本末会議で派号が認められたことによる一応の決着の結果であろう。

### (二) 第一次真言宗会について

明治二十五年十月十九日に第一次真言宗宗会が開会された。議案は宗制改正である。だかこの宗会は十一月十六日に破綻し解散へと追い込まれる(『密嚴』七六号三頁)。宗会破綻の原因は七六号の論説に本派選出議員が議席を退出したことに起因していると記載されている。破綻理由は論説の中で、

「大本山は各自定むる寺法に依り寺務を處辦す」(『密嚴』七四号六頁)

という提出された議案(真言宗宗制改正議案原案第四八條)に対しても、

「大本山は本末協同して議定する寺法に依り寺務を處辦す」(『密嚴』七六号四頁)

という新義派からの修正案と衝突したためであるとしている。ではなぜ修正案が出たのか論説の中でその理由を示している。

「去る廿一年中獨斷を以て其寺法を編製し僅かに長者の認可を得るや、之を以て金城鐵壁となり、公然末寺に向かつて過分の集金を爲し大いに一山の特権を弄せんとしたり、然るに、當時末徒中異論百出して其壓制をならすもの多く・・・」(『密嚴』七六号四頁)

とあるように、真言宗内で當時最も多くの末寺(二九二七ヶ寺)・『密嚴』八一号七頁を有していた醍醐寺が寺法を独断で制定し、末寺から金を徴収(一ヶ寺平均二十円)・『密嚴』八一号七頁)していたことに不満があつたのであろう。特に事相本寺を醍醐寺としている新義派公称寺院も数多くあつたであろうから、新義派からの修正

案は当然であつただろう。その結果より生じてゐると思われるが、明治二七年九月二十五日の百二十号二十頁に醍醐寺末百五九ヶ寺が智山へ離加末したことが雑報に掲載されている。百二二号の雑報には、

「醍醐山問題小なるか如しと雖も一宗宗會も此か爲めに解散の不幸に接し且之か爲め一宗の教學停滞の状あり・・・」（『密嚴』百二二号二七頁）

とあり、第一次真言宗宗會は新義派と醍醐寺との間の問題にて決裂解散し、結果として新義派へ醍醐末新義派公称寺院が離加末してしまつという大事件を引き起こし、教學が停滞するに至つてしまうのである。

### （三）第二次真言宗宗會までの動きについて

明治二五年の第一次真言宗宗會の解散以降、三年の間に新義派は醍醐寺離加末問題を経てきた。この中で真言宗内において新古分離運動の様相がわずかながら出てきている。『密嚴教報』の中ではつきりと書かれていてないが、明治二八年十一月十二日百四九号に、初めて新古分離運動があることが掲載されている。記事的には同年十二月四日の『明教新誌<sup>(4)</sup>』に掲載された関東真言宗同盟会に関する記事に対し、同会が誤解である事を主張する反論の文章である。この会の構成寺院や目的については、特に一四九号以前に記載されていないが、古義派寺院の集団と思われる。それは百七二号二九頁に真言宗同盟会の主張する論が掲載され、その会は古義派寺院末寺より構成されていると記載してあるからである。

「頃者眞言宗分離の風雲盛んに熟して新古の両義は斷然分立せんとし新義の中、智豊兩山は常に相確執し古義の中教王護國寺に高野とは分裂の状を呈し仁和大覺等の諸本山また各分離の旗を翻さんとしかく四分五裂に至らは關東同盟會は五百ヶ寺を以て新たに獨立を計画せんと危機一髪、眞言宗は土崩瓦解の慘状を示さ

むとす云々」（『密嚴』百四九号三六頁）

という『明教新誌』の記事に対して関東真言宗同盟会が「關東同盟會の本旨を誤る勿れ」という題で、この会の主旨を次のように述べている。

「積年の宗弊を矯正して、一宗の宗是を建て宗の隆盛を図るならんと、然るに顧みて宗の現勢を見るに、全く反比例の状を呈し、宗の隆盛を図らんとするものなきのみならず、益々萎縮せしむるの傾向を原し、・・・故に新古の分離は勿論、各大本山の分裂は吾人の絶対的排斥する所なり、・・・同盟會の精神は・・一宗合同にあり、・・・」（『密嚴』百四九号三七頁）

このような反論を行つてゐる。関東真言宗同盟会 자체は一宗合同を目指してゐる会として結成されたけれども、明治二八年十二月頃に新古分離運動が古義系寺院の中で出てきたことを意味するのではないだろうか。

また新義派の中で智山・豊山の分離を主張する輩がいることについて明治二九年一月十二日百五一号の山口永隆氏の「新義派現時の形勢は如何」の中で、

「頃日來傳聞する處に依れば、今や將に智豈分離各獨立を主張し、曹洞宗の二の舞を演せんとす」（『密嚴』百五一号三七頁）

とあり、新義派分離を主張するものがいるということを聞いてゐるとしている。そして主張しているのは誰かといふと「堂々たる派内の有志家」（同所）であるとし、「分離説を主張せんとは、・・・何たる所業ぞや」（同所）と主張している。

この二つの文章からこの時代に分離を主張する者が少なからず存在しているということがわかるが、分離を主張する論文や活動が『密嚴教報』に掲載されていないことから、特に新義派の中ではそれが主たる考え方でない

ことが読みとれる。

#### (四) 第二次真言宗宗会について

明治二十九年十月二七日より第二次真言宗宗会が開会された。これは前回の明治二十五年に破綻解散した第一次真言宗宗会後の大公会である。開会前に宗會議員に対する要望が掲載されている。

百七十号に雲長生氏の「宗會議員諸師に餞す」がある。その中で新古分離合同の問題について、新古の大合同を成し遂げてほしいということで、

「僧侶ほど猜忌心の深く執念の強きはなし、眞言宗の如く些細たる事にまで新古智豊等の舊習を持出して其所信否な妄信を主張・・・新古智豊等の執を棄て唯眞言宗きよう一團を書き公平に議すべきは議し排すべきは排し・・・合同問題を決するあらば一宗の伸張これより成り」（『密嚴』百七十号十八頁）

とあり、さらに百七一号の密末紫生投氏が「宗會諸氏に望む」には、

「賢明なる諸氏よ、新古の利害を離れて、公平に一宗の前途を思ひ、姑息に陥らす、有勢に屈せず、討議激論、以て此原案を貫徹し、一宗の風波無事にして、一味遡源の方針を練議せは幸甚なり、」（『密嚴』百七  
号二四頁）

と要望している。ここで原案とは『密嚴教報』の中に書いてないが、第一次真言宗宗会において新義派によつて提出された各山寺法を本末協同作成するという修正案のことをさしているようである。

この宗会の議事録として花洒舎主人氏が「傍聴日誌」を投稿している。それによると宗會議員は六十二名であり、新義派の議員三十一名、古義派も同じく三十一名で構成されている。新義派議員は智積院と五条「舛吉」、

古義派議員は六条「土佐茂」に陣営し院外活動している。しかし、院外活動は前回より激しくなかつたとしている。そして議題として宗制改革案、教育条例案、教会条例案の三案が提出された。その内の宗制改革案の質疑は三日間かかつたとある（『密嚴』百七十一号二五頁～一八頁）。

百七二号には傍聴して感じた各派の方針が数名分掲載されている。前号の「傍聴日誌」を書いた花迺舍主人氏によると、

「今回の宗會議員は一宗と云ふ側より云へは無論一宗の議員なれど、裏面に立ち入りて見れば新古の二派と分れ、尚ほ新義に智豊、古義に野山と西京本山とありて、新義は飽迄も智豊合同して一身一体となりて宗會に臨むも、古義は野山方と西京本山方と、又一方には末寺合縱とも云ふべき同盟會ありて一團をなし居る、・・・今各派の取る方針は概略左の如くならん

#### 眞言宗同盟會

画一の宗是に依り飽迄意志を貫徹せんとす

#### 野山派

表面には派號を撤回して一味合同を以て宗是を見せ掛け其裏面に回れば雲泥の相違にて各山獨立と云ふ旨意にて出來べからざる派號撤回を看板として獨立を眞の目的とするこそおそろしかれ醍醐又之に賛同せしものの如し

#### 西京本山

只事相部本山の機能を削らるるのみを恐れ從前の如き考案を以て迫まんとするは不相變の事なり

#### 智豊兩山

飽迄も権利義務の権衡上に訴へ以て社會の権務と共に宗運の發達を企圖せんとするにあり是を以て其意とする處は「宗全体の事は總て新古兩学籍に依りて處理せんとするにあり」（『密嚴』百七二号二九頁）同じく稚龍窟主人氏の「眞言宗萬歳萬々歳」における各派の主張することは、

「（新義派の主張は）

- （一）事相本山教相本山の組織を廢し此に代ゆるに新古の名稱を以てすること
- （二）一宗長者、本所課長、東寺別當の三職は新古公平に撰出すること
- （三）高等中學林立案を否定すること
- （四）法務所を東京に移すこと
- （五）派号は撤回せざること

高野山は

宗制を一つにし派號を撤回し學林を一つにすること、若し宗會にして此の議案をいれざれば断然一山限り獨立すること

醍醐寺は

一宗の利害を顧みず無茶苦茶に獨立すること

西京事相各本山は

現行宗制の事教本山組織を維持すること」（『密嚴』百七二号二頁）

である。以上の二名の傍聴した感想の中に高野山の矛盾するような独立願望が書いてあるだけで、具体的なことが書かれていたが、痴叟漫筆氏の「眞言宗々會傍評錄」にはその具体的な内容があつた。

「高野山は何を血迷ふてか何を苦しんでか此議員の多數が画一宗制の下に一宗の活事業を起さんと煩惱せ  
る折、獨立の請願書を齎らし來たりて其副伸書下附を長者に通りつゝあり、・・・ 醍醐山も分離獨立の請  
願を持出せり、・・・」（『密嚴』百七二号三二二頁）

とあるように、高野山と醍醐寺が突然、真言宗長者に對して獨立の請願書を提出した。醍醐寺については持ち出  
したとしか記載されていないので、實際に長者に手渡したかどうかは不明である。この事件に對してこの記事は  
その後のこと書いていないが、百七三号雑報において長者が断然これを却下したことを掲載している（『密嚴』  
百七三号三三頁）。その記事は「一怪聞を耳にせり」という題で、高野山獨立運動について明治二九年十二月六  
日の『明教新誌』の社説をそのまま掲載している。

「高野山獨立請願書の口実とする所を聞くに曰く歴史的由緒に於て眞言宗總本山たるの資格あり、曰く今日  
において他本山と分離せざる以上は山權の回復望むべきにあらず、曰く野山は優に眞言宗信仰の中心點たる  
に耻ざるが故に布教興學に於て獨立するの價値あり云々」（同所）

「去（十一）月十八日附を以て長者に向て獨立請願の副伸を要求したり、然れども同列本山末寺院の捺印な  
きものなりせば、長者は断然之を却下せられたり、・・・ 二十七日まさに野山獨立の認可を内務大臣に直願  
したり云々」（同所）

以上二文が『明教新誌』の社説で、以下は『密嚴教報』による記載部分である。

「本宗公會に於て宗制寺法を始め諸般の條規を討論熟論の末宗會の協賛を経て長者の認可を得たるにも拘は  
らず、何を血迷ふて斯拳にしてしや吾人は其眞情を識るに苦しむ所なり・・・」（『密嚴』百七三号三三頁）

また百七四号掲載の改正宗制實行整理委員による「眞言宗會々略報告」の中で高野山と醍醐寺による獨立請願に

について記載がある。

「高野山及び醍醐山は、議員及委員を出されたりしが、議會に於いて何れの員よりも、聞かざる意外の事が他の方面より出たり、即ち高野山と、醍醐山との獨立請願件是れなり、野山は去月（十一月）二十七日既に内務へ出てられ醍醐山は去る七日法務所へ出て、法務所より却下されしに付、直ちに東上されしと聞く、但し此の件たる、長者猊下の神聖なる芳慮ありて、一宗の統理上、及び宗安の處分上、充分の精算これあるものと信ずるに付、予は敢えて何等の容啄を爲さざるなり。」（『密嚴』百七四号一九頁）

この高野山の起こした事件に對して百七四号社説には、

「獨立運動を企圖する彼の野山二三の妖僧をして、教職を剥奪するか一宗を擯斥するの斷行を要するのみ」

（『密嚴』百七四号五頁）

とあり、激しくこの行動に對して非難している。これが當時の新義派の一般的な立場だろう。またこの事件に対して真言宗長者はあえて高野山、醍醐寺に對して何にも処分しないことを決めている。逆に言えば長者は処分するだけの力が無かつたのではないだろうか。

しかし百七三号の雑報によるとこの宗会は終わつてみると、

「大波瀾もなく大衝突もなく、ほんの少騒擾少粉難にて大團圓を告げしは先づ先づ仕合なり」（『密嚴』百七

三号三三頁）

だつたようである。幽芳坊氏の「宗會片々」によるとこの宗会の議決は二名の外は満場で採決され、円滑に納まつたとある（『密嚴』百七三号二十九頁）。このように、第二次真言宗宗会では以前の宗制（以前の宗制については明治十九年のもの、さらに今回決議された宗制についても掲載されていないので具体的にはよく分からない。）

を踏襲した形を取つて決議されたようである。つまり、新義の派号公称の撤回はなかつた。しかし、そのなかで高野山は醍醐寺と共に分派独立を長者に請願するが、却下された後、審議している宗制に対し二名（出身寺院はわからない）以外は賛成している。そして決議の後に、高野山は単独で内務省に対して分派独立のための直訴を行つてゐる。この行動は矛盾しないだらうか。

### （五） 第三次真言宗宗会までの動きについて

第二次真言宗宗会が終わつた後、高野山の分派独立運動に対し起きた反対運動についての掲載が多々ある。まず明治三十年三月十二日百七九号に「高野獨立の反抗運動」が掲載されている。これは東京府下の真言宗末派寺院僧侶総代（十三ヶ寺）が内務大臣に対して行つた緊急請願である。請願の内容は、

〔第一、分離独立は一宗の平和を紊乱する事

第二、分離独立は信仰及び威權を失ふ事

第三、分離独立は本末合意の請願に非ざる事

第四、分離独立は布教興学不振の基たる事

第五、分離独立は一山紛擾の基たる事

第六、分離独立は自己の素顔を貫徹せん爲の私意に出でたる事

第七、分離独立は各宗粉乱の種因となる事〕（『密嚴』百七九号二二頁）

である。さらに香川県内高野山派寺院の活動として、

〔讃岐の國末派寺院は大いに憤慨し、國內總集會を開き、其結果として第一着に内務大臣へ獨立非拒の請願

を同國二百三十五ヶ寺總代二十名連署して之を呈せり」（同所）

がある。このように末派寺院のなかでも独立に反対する声が大きかつたことを意味している。さらに百八二号に真言宗同盟会が臨時総会を開き内務省に独立反対の請願をすることを決議している（『密嚴』百八二号二五頁）。分離独立反対の論文として、百八二号に紀田藤の庵氏による「嗚呼宗制を如何せん」がある。この中で高野山、醍醐寺の独立論に対し、謹むべであると主張している。

「今日の我宗政は、上に一管長を奉じ、下に新古二派の寺院を總括す、是の總括せる二派の大小寺院は画一の方針を取り宗是を講じつつあるにもかからわず、彼等か如き盲動を演するは天下輿論の許ざる處、速に宗制懲誠律に照らして以て後者を諒むべし」（『密嚴』百八二号二二二頁）

百八三号には京童子氏による「獨立論者に告く」がある（『密嚴』百八三号五頁）。これは高野山、醍醐寺に対しての文章である。（真言宗内で）派号の認可の次は独立運動を行つている。これは決議した宗制に対し反している行動である旨のことが書かれている。

百八四号の録事番外には新義派事務所が第二次真言宗宗会において決議され、認可された宗制に基づいて新義派も規則を変更するため派会を催そうとしたところ、高野山、醍醐寺が法務所を出てしまったので派会が延期されるという通達を出している。

#### 〔番外 派内一般〕

本宗宗制即宗典之義今回其筋之認可を得て發布相成候に就ては本派成規も隨て修正増減すべき必要を生じ一派惣會を招集すべき筈に候處大本山中野山醍醐の両山は法務所を分離し各自獨立を其筋へ請願に相成居候へは結局如何相成可哉豫定致兼候條右成行を確め候上本派總會徵集の運ひと可相成候條右爲心得諭達候也

明治卅年五年廿五日新義派事務所」（『密嚴』百八四号広告一頁）

そして前号に記載された通達に対して百八五号に「派會の延期に就て所感を陳ぶ」という社説がある。これは分離独立派に対する警告的な意味を含んだ文章であり、内務省は独立を認可する様子がないことがこの中に書かれている。

「内務省の方針も容易に分離請願を認可すべくも見へず」（『密嚴』百八五号一頁）

「我一派の意志は確かに彼の分離論者に同情を表すものに非ず、・・・宗内の利益発達を阻害するの暴挙として撗斥するものなり」（同所）

「分離論者に勸告す、願くは速かに大勢の當に坂趨すへき所を看察し、一宗の公益進歩を阻害するの運動を停止し、分離請願を撤去して力を宗家発達の途に竭し、新宗典の法規を遵守し宗光を發揚するの法を講せよ」  
（『密嚴』百八五号二一頁）

そして遅れていた新義派の總会が明治三一年五月十二日の二百七号に掲載されている。明治三一年四月二十九日に新義派總会が愛宕真福寺において開会され、根来帰一の精神が確認された。その一部を擧げると、

「智山及び豊山の貫首を化主と稱し化主は合議を以て本派の事務を統理す」（『密嚴』二百七号四一頁）

「化主は根嶺座主を兼務す其交代任期を二ヶ年とす」（同所）

とあり、このように新義派においては大伝法院座主が事務を行い、その座主は智山・豊山の交替としたと報じられている。

高野山、醍醐寺の分離独立の動きがあるなかで、この時代の学生活動についての記載が『密嚴教報』の中にある。学生レベルにおいては分離独立阻止、真言宗の統一をその活動目的としていた。

百七二号の雑報に「本宗新古學生の會合」についての記載がある（『密嚴』百七二号三七頁）。内容は明治二十九年十一月十五日に東京に住む真言宗学生が十数人集まり、たゞえ真言宗が分離したとしても、学生においては終始共同一致の運動をなすことにして、翌年一月に新古学生共同大懇親会を開こうと計画していることを報じている。その続きとして百七五号の雑報に「新古學生の大親睦會」がある（『密嚴』百七五号二四頁）。内容は明治三十一年一月三十日に新古学生が八十名余りを集めて大親睦会を神田錦町錦輝館にて開くことになったというものである。そして百七八号には新古学生の大懇親会が催されたことについて「新古學生の懇親會」が雑報にある（『密嚴』百七八号二二頁）。親睦会では新古九五名もの学生が集まり、客員として明教主横井雪庵氏が来会したという。そして会の名称を真言宗青年会とし、会則を決めた。会則は次の通りである。

第一條 本會は真言宗青年會と稱す

第二條 本會は真言宗統一を以て目的とす

第三條 本會は革新を以て主義とす

以下省略（『密嚴』百七八号二二頁）

この真言宗青年会を応援する記事として、百七七号社説「新古學生懇談會」においてはある。その中で感情に制されて真言宗が分離しようとしていることは高祖大師や派祖大師の本意ではないとして、

「八百年來の感情を打破して兩派合同の先進軍ならんと欲す」（『密嚴』百七七号三頁）

とあるように応援している。少し気になるところは、この真言宗青年会に『明教新誌』が関わっているということである。これはその雑誌の意志による会なのであろうか。第三次真言宗宗会以降の二四五号に真言宗青年会の活動が掲載されているが、それ以降はどうなつてしまつたのか分からぬ。

また二百九号には古義派青年会が発起されたことが掲載されている（『密厳』二百九号九頁）。これは明治三十一年五月十四日に岡山市藥王院にて開会されたものである。その会の主旨は次の通りである。

「第一條各大本山の分離運動には極力反対して高野及京都各大本山末寺の協同團結を強固にする事

以下省略」（同所）

このように第二次真言宗宗会以降、古義・新義を問わず様々などころで真言宗の分離反対運動がなされた。しかし、その運動が有るにもかからず、次の第三次真言宗宗会では分派独立が議決されてしまうことになる。

#### （六） 第三次真言宗宗会について

明治三一年十月十一日より第三次真言宗宗会が開会され、そして二四日に閉会した。その議事録をみると主たる議題は各山分立（分離独立）と勸修寺選舉問題である。二四二号にN Q L氏の「慘憺たる宗會」が掲載されている（『密嚴』二四二号二二頁）。各山分立の目的をもつて宗典変更決議がなされたことについて書いている。宗会開会以降、分立派と非分立派とが日夜奔走尽力していたが、審議が始まる十月十八日に緊急動議として提出されたのが「建議案」である。その時の様子を、

「堀川警察署長は高等探偵を使ふて出張警衛せるが東寺地畔茂樹深々たる處、○○（警察官を差別した言葉に付き伏す）の徘徊するもの三五に止まらずりき、傍聴席に角袖のボリスを見受たるも笑しかりし……」

（『密嚴』二四二号二六頁）

と物々しい様子を表現している。「建議案」とは『智積院史』（『智積院史』二五九頁）に同様の文章が掲載されているが、宗會議員十名とそれに賛同する議員十一名により提出されたものである。それらの議員の所属は新義

派、古義派かどうかは、『密厳教報』では分からぬ。「建議案」の最後のまとめの部分が次の文章である。

「・・・本會は各山獨立して管長を別置し、本末一和以て布教興學の實を擧ぐるは本宗の實情に於て最も長計と確認し本會の議決に依り、法龍教意を表し建議す」（『密嚴』二四二号二五頁）

そして翌十九日に十四対四十三の大多数にて可決され、真言宗は分立することになった。この分離独立が審議される前に各大本山化主により「盟約書」が締結され、長者に出願してあつた。分離に反対する人々はこのことをおそらく分立の決議がなされるまで知らなかつただろう。これは議事録の形で N Q L 氏が「慘憺たる宗會」を書いているが、この「盟約書」のことには全く言及せず、分立派・非分立派が日夜奔走尽力していた、としているからである。『密嚴教報』においても同様に、分立案が通過したことを報じる（『密嚴』二四二号三二頁）において初めて知り得たようである。宗會で各山分立案が審議される前に既に化主同士で分離独立という結果がもう出ていたのである。現在だつたら議会輕視となるが、この時代の化主の権限は大きかつた。この「盟約書」は『智積院史』の二三三頁の離加末のところに掲載されている。「盟約書」に先だつた「各大本山獨立管長別置願」は次の通りである。

「各大本山獨立管長別置願

各大本山は自今獨立管長別置布教傳道を宗是と相認め候條此旨御許可相成候様仕度尤も各大本山の間に於て甲乙両山に關する寺院及僧侶の取扱方は別記寫の通り盟約仕候條各山間に將來異論無之速に御詮議相願候也

明治卅二年十月十二日

金剛峰寺座主 大僧正 原心猛

代理 中僧正 鎌田觀應 印

醍醐寺座主	權大僧正	寺島真應
隨心院門跡	權大僧正	和田智滿
泉涌寺長老	大僧正	鼎 龍曉 印
仁和寺門跡	權大僧正	釋 雲照 印
大覺寺門跡	權大僧正	高幢龍暢 印
智積院化主	權大僧正	瑜伽教如 印
長谷寺化主	權大僧正	慶雲海量 印
教王護國寺別當	中僧正	照岡高淳 印

(勸修寺無住省略)

眞言宗長者大僧正三神快雲殿

(以下に「盟約書」が続くが省略する) (『密嚴』二四二号三一頁)

この第三次眞言宗宗会について二四二号雑報には、

「古義統一同盟會の首領たる土宜法龍氏、森岡壽算氏も今回は分離論者と豹變せられ殊に一味宗是画一の主唱者釋雲照律師も今回は分離に調印率先せられたるは大奇と云ふべし」 (『密嚴』二四二号三二号)

とある。二四三号の勇奮生氏の「今後の新義派」 (『密嚴』二四三号一八頁) には仁和寺が高野山、醍醐、新義に働きかけ分立となつてしまつた。そして今後は根來の所属の問題が起きることを暗示している。このように仁和寺の釋雲照律師が主たる仕掛け人となつて、眞言宗の統一を目指していたはずの眞言宗同盟會を仲間に入れて分離派と新義派とで「盟約書」を作成したということが分かる。二四三号社説「新古分離論」 (『密嚴』二四三号一号)

には二十九年宗会の際に新義派が高野山や醍醐寺の分離に同調しなかつたために画一制が今日まで続ってきた。新義派は一派の利害を比較して分離に決心したのであらう。智山・豊山は根嶺帰一か両山独立するのか、両方とも大丈夫だろう、という内容の社説がある。二四三号の獨立論者による「本期宗會の決議に就いて」（『密嚴』二四三号三頁）においては、統合の勢力を分割することは、愚かなことかもしれないが、独立しなければならない境遇にいまとある。統一は難しく、分離はた易い、という内容が書かれている。仁和寺の釋雲照師、同盟会、新義の勢力が何故手のひら返しをしてしまつたのか、全く分からぬがそれだけ高野山・醍醐寺の分立活動が盛んであり、もはやそうするしか手立てが無かつたのかもしれない。この「盟約書」がなければ今でも真言宗は一宗画一だつたかもしない。

### （七）各山分離独立までの動きについて

分離独立の決議以降、真言宗の統一派の投稿がほとんど『密嚴教報』に掲載されない。二五十号に魯庵氏の「分合論」（『密嚴』二五十号五頁）が掲載されている程度である。新義派という宗派が出した結論に宗報としての『密嚴教報』や一末寺の僧侶が反対できなかつたのかもしれない。しかし分離独立反対派つまり真言宗の統一を目指す人々が全くいなかつたわけではない。当時の『朝日新聞』に反対派の活動が掲載されている。

真言宗が分離独立の道を決めた明治三二年十二月に政府は宗教法案を作成している。年明けの三十三年春までの宗教界の話題は主として寺院が公益法人になることによつて今後どう変化があるのか、というようなことである。そして明治三三年四月に真言宗に関わる記事が多数存在している。これらはすべて真言宗の分離独立に反対する運動に関するものである。

明治三三年四月七日の一面に「眞言宗内の紛議」という記事がある。その内容は、昨年十月、仁和寺が主唱者となり各山分離独立して布教に尽くすことを提唱する。それに高野山、醍醐寺、大學（覚）寺、長谷寺、智積院が応じて、内務大臣に請願書を提出する。そして全国の各末寺は大いに憤慨し、古義派同志会を組織し、反抗運動を始めている。このような大問題を一部の専斷によつて決めてしまうことは不当なことであるとしている。これは十月十二日に締結された「盟約書」のことを指しているようである。『密嚴教報』でも釋雲照氏が分離を提倡した旨が掲載されているが、新聞でも同じ事実が認定されている。

明治三三年四月十四日の二面には「眞言宗紛擾後報」という記事がある。これは内務省の当局者が多数の末寺の反対があり、分立の請願を採用しない傾向にあるのは、非分離派の高藤秀本師外が一昨日首相、内相等に歴訪し、非分立の理由を陳述して奔走しているためであるとしている。

明治三三年四月十八日の二面には「眞言宗分立事件」という記事がある。その内容は次の通りである。

「斯波社寺局長が眞言宗分離派本山高野山代表者鎌田觀応氏を召喚し、来る火曜日の閣議にその旨を提出し  
然る後、勅裁を仰ぐことにすべし・・・」

と答えた、ということである。しかし、非分離派は東宮御慶事近づいてるので問題の運動（分離独立）を中止すべきである旨を本山より訓示してほしいということを交渉している、との記載もある。

明治三三年四月二十四日の一面には「眞言宗紛擾事件」という記事がある。内容は、明治十一年に各宗派に一名の管長を置くべき旨の通達があつたが、同宗は何等考案もなく思いついに五個の管長を置いた。以来各本末の間に種々の紛擾あつて各本山間に争論が絶えなかつた。十二年に内務大臣より一管長制度とすべきと通達し、今日に至つてはいる。非分離派はこの例を使って反対している。しかし、

「内務の当局者は益々分離派の請願を許可する傾きあり」

としている。

明治三三年五月五日の二面には「真言宗非分離派の決議」という記事がある。分離派が内務大臣に分離の請願をしたことに対する反対集会を岡山で開催した、という記事である。しかし残念なことにこの記事については百年前の新聞につき、不鮮明でこれ以上判読できない。

この記事以降、三十三年末まで朝日新聞においては真言宗に関する記事がない。しかし分離独立の決議以降、反対派が盛んに活動していたことが分かる。それでも「政府が許可する傾きあり」とあるように、もはや分離独立がさけられない状態であった。

また分離独立決議後の新義派内での主たる話題は、智積院と長谷寺との「両派分離独立」か「根来帰一」の二つのどちらの道をとるべきであるのかであった。

根来帰一派として、二四五号に勇奮生氏の「何の必要ありて兄弟相分るるや」がある。この中で智山と豊山とで分かれてしまうことに対しても

「智豐兩山共其山風を衰廢せしめ其の學脈の相承を断つに至らん」（『密嚴』二五四号二二二頁）

というような危惧が書いてある。そして二四九号と二五十号に東夷沙彌氏の「感慨夷言」（『密嚴』二四九号二二一頁、二五十号二二二頁）がある。彼は新義派の分離独立を反対し、新義派の根本的合一論を展開している。内容は新義派については新古のように教学上の対立なく、事相の上でも異なることがない。歴史上、太閤に反抗した結果、学当が智豊に分住することになつただけであり、本派の派号（智山派・豊山派）を廃止して根来大伝法院を総本山とする新義真言宗と公称すべきだとしている。

両派分離派として一二五一号に木犬生氏の「予が主張に就て」（『密嚴』一二五一号十一頁）がある。彼は絶対的分離論者である。今は一派制度を樹立するときであり、そのためには両山を分離して新たに制度をひくべきであるとしている。

その様な議論がある中で新義派の派会が開会されることになる。開会される前の一二五三号社説に「新義派の運命」がある。これは四月四日に開催される新義派派会が今後の本派の運命を決める重要な会議であることを論じ、理想的な新義派の姿として、

「一根來本山の下に兩大本山を始め六千の末寺を合一にして其の間の階級制を打破し、所謂る一本山一末寺の制度・・・」（『密嚴』一二五三号二頁）

を挙げている。つまり新義派の宗報である『密嚴教報』は根來帰一派である。

一二五三号に新義派臨時大会の議事録が「宗會要報」として□耳生氏より出ている（『密嚴』一二五三号二三頁）。これは第三次真言宗集会によつてなされた真言宗分離独立の決議後に生じた問題を解決するために開催されたものであるという位置付けで、「両派独立案」と「根來帰一案」が議論された。

「（両派独立案においては）

根來山大傳法院は新義真言宗と稱して別に派號を附せず、智山派豊山派共同維持すべきものとす  
大傳法院は専任住職を置かず、豊山派智山派管長交替兼務す。」（『密嚴』一二五三号一四頁）

（根嶺帰一案においては）

智豊兩山所屬を廢し根嶺帰一とし、自今新義真言宗と公稱し根嶺座主を以て管長とす。」（『密嚴』一二五三

号二五頁）

ということを掲げていたが、結果的には両方の議案とも議決に至らず流れてしまう。そこで座主と両化主に上申し御親裁を仰ぐことを議決した。最終的にどう決着したのか、残念ながら『密厳教報』には掲載されていない。しかし、八月九日に内務省より分離独立別置き管長の許可が下りていることから、分離独立となつたことにちがいない。

新義派派会以後の五月十七日より十九日まで真福寺にて智山本末会議が開催されている（『密嚴』二五六号二六頁）。残念ながらこの議事録もない。二五七号の雑報にわずかながら掲載されているのが、  
「其の後聞く所に依れば、此の會議の結果として智豊兩大本山が各立する時は、智山派宗務所を東京に置き  
大學高中的兩學林を智山に移すこととなりたる由……」（『密嚴』二五七号二六頁）

であり、両山各立となつたようである。おそらく智山派・豊山派が各自内務省に分離独立を出願したにちがいない。これだけ重要な議事が掲載されていないことは、新義派の宗報としての『密嚴教報』の役割が四月の段階で既に終わつてしまつていたのかもしれない。

明治三年八月九日に別置管長が内務省により許可され、六派は分離独立した。残る四本山（教王護国寺、勸修寺、隨心院、泉涌寺）は併合して一宗務所を設けて交番管長制度（『智積院史』二六四頁）（『密嚴』二六二号二八頁）となつた。内務省より任命された管長は次の通りである。

新義真言宗豊山派管長谷寺住職	權大僧正	慶雲海量
新義真言宗智山派管長智積院住職	權大僧正	瑜伽教如
真言宗高野派管長金剛峯寺住職	權大僧正	原 心猛
真言宗御室派管長仁和寺住職	權大僧正	泉 智等

眞言宗大覺寺派管長大覺寺住職 権大僧正 高幢龍暢  
眞言宗醍醐派管長醍醐寺住職 権大僧正 和氣宥雄

（〔密嚴〕二六二号二八頁）

### おわりに

明治三三年八月九日に内務省より認可され別置き管長制度となつた発端は、明治二九年十月に開会された第二次真言宗宗会における高野山と醍醐寺の分離独立運動から始まる。その運動はきわめて政治的であり、多くの末寺の反対する中で行われていたようである。明治三二年十月に開会された第三次真言宗宗会においては宗会における議決を待つことなく、仁和寺の釋雲照氏が率先して分離を主張し、統一派である真言宗同盟会を分離派に転換させ、高野山、醍醐寺、新義派と共に「盟約書」を作成した。その後審議された「獨立建議案」は大多数で可決に至り、翌年に内務省より認可を受け分離独立に至る。

新義派内において分離独立論は第三次真言宗宗会までほとんど出てこない。あくまで宗制画一、派号公称を貫こうとしていた。必ずしも分派独立を望んでいたようには思えない。しかし第三次真言宗宗会以降は根来帰一論と各山分立論とに分かれ、ともに混乱して派会において議決することができない。根来座主と智山化主、豊山化主との裁定により両山分立することになつたようである。その結果が明治三三年八月九日につながる。

高野山と醍醐寺の運動が分離の発端となつたが、その眞の理由はよく分からぬ。これは現状を維持しようと

した新義派の宗報である『密厳教報』に掲載されないのは当然なのかもしれない。他の真言宗系の雑誌を調査する必要がある。特に醍醐寺は末寺の中で新義派公称寺院が多く、その過程で多くの末寺が新義派に離かれていく。『密厳教報』の中では結果のみの報告に留まっている。扱えなかつたのが残念である。この離かれていくが影響しているのではないだろうか。

この論文で紹介できなかつたが、この時代に関する西大寺の資料がある。この西大寺側の資料をみると、真言宗の配下であった二十年余りは苦難の歴史だと位置付けられている。明治維新後、東大寺が浄土宗配下で他の南都寺院が真言宗配下となってしまった。東大寺がいち早く浄土宗より独立した後、真言宗よりも古くから存在する古宗であることから、長者に対しても立請願を何度もした、ということが書いてある。しかしその都度却下され、苦惱したことが記載されている。

『密厳教報』は情報の宝庫ゆえ、読み込むのに大変な時間を費やしてしまった。あまりまとまりのない論文になってしまったことは反省すべきことである。さらに紹介しておきながら実際なんと読むのか分からないペenneームがある。

明治時代の出版に関する基準が現在と異なつていているため、差別的な表現が『密厳教報』にちらほら出てくる。できる限り掲載しないようにしたが、必要と思われるものは掲載してある。当時のことを表現するのに必要と考えた為である。

参考資料

註

密嚴教報社（振教會）編『密嚴教報』第一号（明治二年）～第二六二号（明治三年）

（1）大塚秀高「明治後期の真言宗智山派の社会事業に関する一考察—『智嶺新報』を手がかりとして—（二）」「現代密教」

村山正榮編『智積院史』弘法大師遠忌事務局昭和九年

（2）十三号智山伝法院平成十二年三月

智山教化資料第二三集『智積院略史』真言宗智山派宗務庁平成八年

（3）（2）『智積院略史』百四一頁

荒木良仙、守山聖真編『豊山年表』豊山派史料編纂会昭和三年

（3）（3）『智積院史』第二編七五頁～二七四頁

朝日新聞社編『朝日新聞マイクロフィルムリール』東京版（明治二一年七月～）昭和二年

（4）（4）「破壊か調和か—真言宗の近況に就て—」「明教新誌」三六

田中海應編『豊山小史』総本山長谷寺大正十三年

（5）（5）八七号明教社明治二八年十二月四日一頁～二頁

宮坂宥勝『高野山史』高野山密教研究会昭和三七年

（5）（5）「高野山獨立の眞相」「明教新誌」三八六五号明教社明治二九年十二月六日一頁～三頁

真言律宗独立認可百周年記念誌編纂委員会編

（1）「近代の西大寺と真言律宗—宗派の独立とその後—」

（2）（2）総本山西大寺 平成八年

### 【資料】「明治時代の真言宗の分離合併に関する年表—『智積院史』と『密嚴教報』を用いて—」

○明治五年三月神祇省を廃止して教部省を設置する。四月に教導職の制度が設けられ、神仏各宗は統一される。各宗で教導職に任命され布教活動を行つた。（『智積院史』五六頁）

○明治五年八月二七日神仏合同で大教院（教導職養成機関）を金地院にて開講し、増上寺にて開設する。（『智積院史』六三頁）

○明治五年十月十二日真言宗は教導職管長を金剛峯寺、初瀬寺（長谷寺）、智積院の新古三本山合議の上で年番

交替にて勤めることに決める。(『智積院史』六十頁)

○明治六年一月一三日大教院内に各宗の宗務局を置く。(『智積院史』六六頁)

○明治七年三月十七日智積院、教王護国寺、初瀬寺、金剛峰寺の順に六ヶ月交番管長就任制度を新古四本山にて定める。(『智積院史』六一頁)

○明治八年五月三日神仏合同での大教院を廃止する。(『智積院史』七五頁)

○明治八年十月二六日新古合同で真言宗大教院を愛宕真福寺に設置する。(『智積院史』七五頁)

○明治十一年五月仁和寺、大覺寺、広隆寺、神護寺、法隆寺、藥師寺、律宗西大寺、唐招提寺が西部真言宗として内務省より独立認可され、真言宗西部大教院を設置する。これらの寺院は真言宗教導職輪番管長の制度下に入っていたため、布教上の理由を挙げてのことだった。(『智積院史』九九頁)

○明治十一年八月真言宗大教院と真言宗西部大教院との間に末寺所属の問題が起きる。(『智積院史』百一頁)

○明治十一年十二月十八日「新古真言宗分離布教願」が内務省より許可される。真言宗、真言宗新義派に各々大

教院を設置する。真言宗大教院の新古分離・独立が行われた。(『智積院史』百三頁)  
○明治十二年四月三十日内務省通達により、真言宗・真言宗新義派・真言宗西部の各派管長別置を廃止し、再び一宗一管長制度となる。(『智積院史』百五頁)

○明治十二年六月十五日宗制を作成するめの諸本山会議(第一大成会議)を智積院にて開催する。議題は三件で

御遺告に基き宗制を一にする件、一宗本末の権限を確定する件、学階を改革する件である。(『智積院史』百八頁)

○明治十二年十一月十日引き続き本末協同会議(第一大成会議)を湯島靈雲寺にて開催する。(『智積院史』百十頁)十二月二二日に宗体画一の宗制を決議するに至る。内容は教王護国寺を総本山として一宗協同大教院とする

一宗一管長制度とし、さらに教王護国寺を長者寺と称し、一宗の全権を帰結させる。長者は定額寺（長谷寺、智積院、仁和寺、大覚寺、勸修寺、隨心院、醍醐寺、三宝院、泉涌寺、石山寺、雲龍院）より選挙とする。大教院・中教院の呼称を法務所・法務出張所に改める。これ以降諸本山の布教・興学が衰えるという記載がある。

（『智積院史』百十一頁～百十四頁）

○明治十七年四月二六日第二大成会議が開会される。（『智積院史』百十六頁）開始から分合（分離合同）の議論が沸騰する。つまり新古分離論と末寺帰一論に分かれる。長谷寺は不分離、智積院は分離を唱える。その結果、何ら決議されず解散となる。（『智積院史』百十九頁）

○明治十七年五月二一日金剛峰寺、智積院、大覚寺、醍醐寺、広隆寺、石山寺にて「聯合本山盟約書」を作成する。内容は各山平等の権利、輪番管長制度、末派取り締まり規則は各本山協議とするなどである。（『智積院史』百二二頁）

○明治十八年智積院は別派独立運動を展開する。六月八日「新義派別置管長設置願」、七月四日「別派獨立上願書」を提出するが、内務省はこれらを却下する。（『智積院史』百四十頁～百五八頁）

○明治十八年十月九日本宗本末共同会議（第二大成会議延長）が開催される。教王護国寺を真言宗總本山として、金剛峰寺、智積院、長谷寺、仁和寺、大覚寺、醍醐寺、隨心院、勸修寺、泉涌寺の九ヶ寺を真言宗大本山として長者候補寺とし、宗制画一の下にて智積院・長谷寺は新義派を公称することになった。（『智積院史』百六二頁）

○明治十九年三月二日大伝法院を新義派の別格本山とし、住職を座主と称して智山派・豊山派の化主の二年交替勤務とする。（『智積院史』百六五頁）

○明治二二年七月十二日密嚴教報発刊される。（『密嚴』一號）

○明治二五年十月十九日第一次真言宗宗会が開催される。古義派本山は寺法は本山の特権にて制定すべき、新義派は本末協同して制定すべきと主張する。その結果、十一月十六日破綻し解散する。(『智積院史』百八六頁) (『密嚴』七四号)

○明治二七年醜齋智山間の離加末問題が生じる(『智積院史』百七四頁～二五二頁) (『密嚴』百一二号)  
○明治二八年六月六日真言律宗が内務省より独立認可される。西大寺が総本山となる。(『密嚴』百五一號) 独立運動の理由は課金・人事権の問題を挙げている。<sup>(1)</sup>

○明治二九年十月二七日第二次真言宗宗会が開会され、十一月三十日に無事閉会する。智積院、長谷寺、高野山、西京各本山交替にて長者就任を決める。(『智積院史』二五三頁) (『密嚴』百七一号)

○明治二九年十二月七日別格本山根来山大伝法院を大本山とすることが決議される。(『密嚴』百七三号)

○明治三年四月三十日新義派宗会が開催される。(『密嚴』二百八号)

○明治三年十一月二一日新義派寺法認可される。新義派においては大伝法院座主が全権掌握する。智豊は根嶺帰一する。(『智積院史』二五四頁)

○明治三二年十月十一日第三次真言宗宗会が開会される。宗制画一派と各派分離派が大紛争を起こし、十九日に各山分離独立案が可決される。(『智積院史』二五八頁) (『密嚴』二四二号)

○明治三二年十月十二日真言宗各大本山独立別置管長の件で各大本山化主により「盟約書」が作成され、真言宗の分離独立が確実になる。(『智積院史』二三三頁～二三五頁) (『密嚴』二四二号) 盟約書に付帯する契約が交わされる(『密嚴』二百四三号)

○明治三三年四月四日新義派臨時宗会開会される。両派(智豊)独立建議方針案が審議される。両山各立案・根

嶺帰一案も不成立に終わる。(『智積院史』二六十頁) (『密嚴』二五三頁)

○明治三三年五月十七日芝愛宕下真福寺にて智山の本末会議が十九日まで開催される。(『密嚴』二五六六号)

○明治三三年八月九日各山分離独立が内務省より認可される。(『智積院史』二六四頁) (『密嚴』二六二二号)

○明治三三年八月二十五日密嚴教報が組織変更を理由に休刊する。(『密嚴』二六二二号)

註

(1) 「近代の西大寺と真言律宗一宗派の独立とその後」(『密嚴』二五三頁)

(2) 「智積院史」では閉会を十月三十日にし、「密嚴教報」では

十一月三十日としているが議事録を見ると十一月が正しい

ようである。

〈キーワード〉 密嚴教報、分離合同、明治、新義、智積院